

# 第1章 計画作成の趣旨等

---

## 1 計画の目的

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、県、市町村、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、県の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下、「法」という。）第40条の規定に基づき新潟県防災会議が策定する新潟県地域防災計画のうち個別災害に関する計画であり、本県地域における個別災害の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

第2章 雪害

第3章 火山災害

第4章 林野火災

第5章 油流出事故災害

第6章 海上事故災害

第7章 航空事故災害

第8章 鉄道事故災害

第9章 道路事故災害

第10章 危険物等事故災害

第11章 集団事故

第12章 竜巻等突風

第13章 大規模火災

新潟県地域防災計画は、本編の「個別災害対策編」並びに別冊の「風水害対策編」、「震災対策編」、「津波災害対策編」、「土砂災害対策編」、「原子力災害対策編」及び「資料編」で構成する。

## 3 関連計画と整合

この計画の策定に当たっては、国土強靱化基本法や水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「新潟県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「新潟県石油コンビナート等防災計画」と十分な調整を図るものとする。

## 4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、法第40条の規

定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

## 5 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

## 6 共通用語等

(1) 用語の定義は、次のとおりである。

- ・ 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。（法第2条の2関係）
- ・ 要配慮者 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう。（法第8条第2項関係）
- ・ 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。（法第49条の10関係）
- ・ 地区防災計画 地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市町村等が活動の中心となる市町村地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。（法第42条第3項及び第42条の2関係）
- ・ 避難場所 災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。
- ・ 指定緊急避難場所 避難場所のうち市町村が指定したもの。（法第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8関係）
- ・ 避難所 避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
- ・ 指定避難所 避難所のうち市町村が指定したもの。（法第49条の7及び第49条の8関係）

(2) 「災害予防」「災害応急対策」の章の各節の冒頭では、計画に関連する主な関係機関を掲載している。県の関係部局及び県災害対策本部の関係部が複数にわたる場合、中心的な役割を果たすものを◎で示す。

## 7 その他

本編に定めのない事項については、「風水害対策編」の該当節を準用する。